資格認定制度「ディサースリア認定セラピスト」規約

1. 目的

本制度は、「標準ディサースリア検査(AMSD)」講習会ならびに「高齢者の発話と嚥下の運動機能向上プログラム(MTPSSE)」講習会を受講することによって、ディサースリアの評価手技と治療手技の双方について一定水準に達していることを保証するものである。

昨今,ディサースリア領域における言語聴覚士の質的格差はきわめて大きく,すべての言語聴覚士がクライアントに適切な評価と治療が均質に提供できる方向に向かっているとは言い難いように推察される。そこで、本資格認定制度を発足させ、ディサースリアのあるすべての人に対して評価と治療の双方について高い均質な臨床を提供できる臨床環境を整備し、あらゆる学際的成果をディサースリアのある人に還元する社会づくりに貢献することを目的とする。

2. 資格取得条件

以下の3項の資格取得条件を満たした場合に、資格認定を授与する.

- 第1項 日本ディサースリア臨床研究会の正会員である.
- 第2項 標準ディサースリア検査法が出版された 2004 年以降の「標準ディサースリア検査 (AMSD)」講習会に出席し所定の課程を修めている者,もしくは本講習会認定講師の資格を取得している者,あるいはこれと同様の能力を有していると本研究会が判断した者.
- 第 3 項 2019 年以降の「高齢者の発話と嚥下の運動機能向上プログラム(MTPSSE)」講習会に 出席し所定の課程を修めている者,もしくは本講習会認定講師の資格を取得している者, あるいはこれと同様の能力を有していると本研究会が判断した者.

3. 資格認定登録の手続き

(1) 3項の資格条件を満たした者は、資格認定登録申請書を本研究会総務部に提出すること。また、資格認定登録料として、5,000円を日本ディサースリア臨床研究会に振込むこと。 【振込先】ゆうちょ銀行

◆振込口座

口座番号:00560-8-97300 加入者名:日本ディサースリア臨床研究会

- ◆他金融機関からの振込用口座(インターネットバンキングの利用可)
 - 店名:059店 預金種別:当座 口座番号:0097300
- (2) 本研究会総務部は、申請者が資格取得条件を満たしていることを各講習会出席者名簿で確認するとともに、登録料の振込確認行い、会長に報告する.
- (3)会長の承認後、認定修了証を申請者に発行する.
- (4) 本研究会ホームページ上の資格認定者一覧リストに、資格取得者の氏名を掲載する.

4. 資格喪失

会員でなくなった場合、ディサースリア認定セラピストの登録を取り消す.

なお、資格認定の更新の有無とあり方は、今後検討する.